

# 鳥取県高校生等奨学給付金の事務手続きについて

## 1. 給付金交付申請書提出（7月31日まで）

県外高校に在学している方は下記連絡先へお問い合わせください。  
交付申請書を送付しますので、交付申請書及び添付書類を書き提出先に  
郵送してください。

※提出書類は制度案内ちらしと記入例でご確認ください。

(注) 県内高校に在学している方は7月に学校から案内がありますので、  
各学校が定めた期限までに学校の担当者へ提出してください。

申請資格・・・以下の3点すべてに当てはまる方は申請できます。

- (1) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯または生活保護(生業扶助)受給世帯
- (2) 保護者、親権者等が鳥取県内に在住していること。
- (3) 就学支援金支給対象である学校(高等学校、高等専門学校の1～3年生、専修学校高等課程)に在学していること

※特別支援学校高等部生徒及び児童入所施設入所生徒は除く。

## 2. 交付決定通知書到着（交付申請締切日から60日以内）

## 3. 給付金交付（10月～12月の間に支給予定）

案内ちらしに掲載されている年額をまとめて支給します。

資料提出・問い合わせ先 鳥取県教育委員会事務局人権教育課 育英奨学室  
鳥取市東町一丁目271番地  
(電話番号) 0857 - 26 - 7541  
(メールアドレス) [jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp](mailto:jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp)